



税関
Japan Customs

知的財産侵害物品取締強化期間

令和元年9月17日(火)～9月26日(木)

神戸税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する、水際取締りを強化します。
知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、下記の窓口にご連絡ください。

税関で輸入を差止めた侵害品の例

医薬品（商標権）



記念メダル（商標権）



Tシャツ（著作権）



コントローラーカバー（意匠権）



バッグ（商標権）



自動車用ホイールナット（商標権）



神戸税関業務部知的財産調査官(平日8:30～17:00)

078-333-3156

密輸ダイヤル(24時間受付)

0120-461-961 (携帯からでも無料)

密輸情報提供サイトもご利用できます。

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

